

## 嘱託職員の宿直業務に係る呉労働基準監督署からの是正勧告について

令和元年9月11日、呉労働基準監督署から嘱託職員が従事する宿直業務について、労働基準法等の法令違反があるとの是正勧告（報告期限：9月30日）があり、9月26日、同労働基準監督署に対し、是正報告を行いました。

本市といたしましては、この是正勧告を真摯に受け止め、このような事態に至ったことを深く反省し、今後は、職員研修等を通じ、法令遵守の態勢を整備することなどにより、信頼回復に努めてまいります。

### 1 嘱託職員の宿日直業務に係る現状

#### (1) 業務内容

閉庁時間帯における庁舎管理や文書收受等の来庁者対応、電話対応等

#### (2) 勤務形態

宿直：17時15分から翌8時30分まで（15時間15分）

日直：8時30分から17時15分まで（8時間45分）

#### (3) 報酬額

仮眠時間や休憩時間を考慮した上で、労働時間を1回8時間として広島県最低賃金を乗じて得た額を支給

### 2 是正勧告の主な内容

#### (1) 呉労働基準監督署の指摘

現状の宿直の勤務形態は労働基準法や最低賃金法等に違反している。

電話や届出に対して随時対応しなければならない状況下である場合は、仮眠時間等も労働時間であり、労働基準法の所定の手続を行わなければ1日8時間を超えて労働させることはできず、最低賃金の減額特例許可も受けることができない。

#### (2) 是正が必要な事項

次の事項について、是正の上、期限までに報告するよう勧告を受けたものです。

##### ア 勤務時間（労働基準法第32条）

労働基準法の断続的労働に従事する者としての労働時間等に関する規定の適用除外の許可を受けることなく、週40時間・日8時間を超える勤務をさせていること。

##### イ 割増賃金（労働基準法第37条第1項及び第4項）

アに伴う時間外勤務や夜間勤務に係る法定の割増賃金を支給していないこと。

##### ウ 最低賃金（最低賃金法第4条第1項及び第2項）

最低賃金法の断続的労働に従事する者としての最低賃金の減額の特例許可を受けることなく広島県最低賃金（時給844円）以上の賃金を支給していないこと。

##### エ その他

就業規則の取扱いや健康診断の未実施

### 3 勧告に対する本市の対応

本庁や市民センターなど嘱託職員が宿日直業務を行っている施設（計21施設）について、次のとおり対応を行います。

なお、是正勧告は宿直業務についてですが、日直業務についても、同様の対応を行います。

#### (1) 報酬の支給

報酬については、本来支払うべき額を支給します。

なお、過去の報酬については、労働基準法の賃金請求権が2年であることから、2年間（平成29年9月から令和元年8月までの勤務）について、報酬を再計算した上で、既に支払っている額との不足分を支給します。

#### (2) その他の対応

宿日直業務について、労働基準法及び最低賃金法に定める所定の手続を行うとともに、就業規則の取扱いや健康診断の実施を適正に行います。

### 4 対象施設と所要額（所要額は見込みです。）

施設名	宿日直職員数 【R元. 9. 20現在】	所要額（千円）		
		過去2年分	今後必要分	計
本庁	4人	819	269	1,088
呉駅西共同ビル	7人	8,880	1,530	10,410
市民センター（17施設）	66人	150,947	26,013	176,960
松寿苑	1人	209	71	280
公立下蒲刈病院	4人	1,529	337	1,866
合計	82人	162,384	28,220	190,604

### 5 再発防止に向けた対応

#### (1) 法令遵守の徹底

全ての職員が担当業務に係る法令例規への適合性を常に意識・確認しながら業務を行うよう徹底するとともに、職員用のマニュアルを見直してまいります。

#### (2) 職員研修の実施等

労働基準法等関係法令を再度確認し、講ずべき措置を怠ることのないよう徹底してまいります。

また、労務管理を行う部署の職員に、専門家による研修を受講させるなど、労働基準法等関係法令に係る理解の向上に努めてまいります。

#### (3) 情報提供・周知

嘱託職員に対し、勤務労働条件等について必要な情報の提供・周知を徹底してまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

総務部人事課 人事研修グループ 0823-25-3292